

1. (利用目的)

この夜間金庫は、当金庫契約店における本人名義の当座勘定、普通預金へ入金するため、窓口時間外に利用して下さい。

2. (利用方法)

(1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という）を当金庫所定の入金票および通帳等とともに、当金庫所定の入金カバンに入れ、その入金カバンを施錠のうえ夜間金庫に投入して下さい。なお、入金票には、氏名、口座番号、入金額その他必要事項を記入して下さい。また、入金カバンには現金・証券類・入金票ならびに通帳類ほかのものは入れないで下さい。

(2) 入金カバンを投入したのちは、入金カバンが完全に投入されたことおよび、夜間金庫の扉が閉じたことを確認して利用記録票を受け取って下さい。なお、夜間金庫に投入できない場合は、無理に入れしないで翌営業日に窓口へご持参下さい。

3. (預金への受入処理)

(1) この夜間金庫に投入された入金カバン内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座へ受入れますので、遅滞なく受入金額を確認して下さい。ただし、後記第13条第1項から第3項に該当する場合、夜間金庫の利用、および預金口座への受入をお断りすることがあり、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当金庫はその責任を負いません。

4. (入金カバン等の返却)

入金カバンならびに通帳等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取って下さい。

5. (鍵の保管等)

(1) 外扉用鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉をして下さい。

(2) 入金カバンの鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金カバンの開閉に使用します。

6. (外扉用鍵、入金カバン、カバン鍵の喪失・焼失・き損)

外扉用鍵、入金カバンおよび入金カバン用正鍵を失ったとき、またはき損したときは直ちに書面によって当金庫に届出て下さい。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担して下さい。

7. (届出事項の変更等)

(1) 印章・名称・代表者・住所・その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当金庫へ届出て下さい。

(2) 前項の届出がないために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. (成年後見人等の届出等)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当金庫に届け出て下さい。。利用者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出て下さい。。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当金庫に届け出て下さい。。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当金庫に届け出て下さい。。
- (4) 前3項の届出事項に取り消しまたは変更等が生じたときにも同様に当金庫に届け出て下さい。。
- (5) 前4項の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

9. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から当該年度の3月末までとし、契約期間満了日まで利用者または当金庫から解約の申し出をしないかぎり、この契約は契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

10. (利用料)

- (1) この夜間金庫の利用基本料金は、当金庫所定の料率により各年度1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に利用者が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ利用基本料金に充当します。振替日において指定預金口座の残高が使用料の金額に満たないときはただちに入金して下さい。この場合、当金庫は振替日以外であってもこの口座振替の方法で自動引き落としをすることができるものとします。なお、当初契約期間の利用基本料金は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払って下さい。
- (2) 夜間金庫入金帳の交付にあたっては、当金庫所定の取扱料金を支払って下さい。
- (3) 利用基本料金および取扱料金は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の料金は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (4) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの利用基本料金を月割計算により返戻します。

11. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、金庫扉の不完全な閉扉、入金カバンの不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的以外の利用が行われたことによる損害が生じて、当金庫は責任を負いません。この場合、当金庫に損害が生じた場合は、直ちにその損害を賠償して下さい。

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この夜間金庫は、第14条第2項第12号から第14号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第2項第12号から第14号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用申込をお断りするものとします。

13. (取引制限)

- (1) 当金庫は、利用者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。利用者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、夜間金庫の利用、預金口座へ受入れ等の本規定にもとづく利用の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する利用者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届け出るものとします。当該利用者が当金庫に届け出た在留期間が超過した場合、夜間金庫の利用、預金口座へ受入れ等の本規定にもとづく利用の一部を制限することができるものとします。
- (3) 本条第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する利用者の回答、具体的な取引の内容、利用者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれ、または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると判断した場合には、夜間金庫の利用、預金口座へ受入れ等の本規定にもとづく利用の一部を制限する場合があります。
- (4) 本条第1項から第3項に定めるいずれの利用の制限についても、利用者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれ、または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該利用の制限を解除します。

14. (解約等)

- (1) この契約は、本人または当金庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、外扉用鍵・入金カバンおよび入金カバン用正鍵を直ちに当金庫に返却して下さい。なお、鍵・入金カバンを喪失して解約する場合は、このほか第6条に準じて取扱います。
- (2) 利用者本人が次の事項に該当する場合は、当金庫は何らの通知・催告なく直ちにこの契約を解約します。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払って下さい。
 - ① 本人が利用基本料金ならびに本規定により負担すべき費用を支払わない場合。
 - ② 本人について相続の開始があった場合。
 - ③ 本人の責めに帰すべき事由により、当金庫もしくは第3者に損害を与え、またはその恐れがあると認められる相当の事由が生じた場合。
 - ④ 当金庫店舗の改築・閉鎖・その他相当の事由が生じた場合。
 - ⑤ 本人がこの規定に違反した場合。
 - ⑥ 本人が夜間金庫を目的外に使用した場合。
 - ⑦ この夜間金庫が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
 - ⑧ 犯罪による収益の移転防止に関する法律所定の本人特定事項を偽ってこの夜間金庫を開設あるいは利用をしたことが明らかになった場合。
 - ⑨ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって利用者等について確認した事項または第13条第1項もしくは第2項の定めにもとづき利用者等が回答または届出した事項について、利用者等の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合。

- ⑩ この夜間金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
- ⑪ 本条第2項第5号から第9号の疑いがあるにもかかわらず正当な理由なく当金庫からの確認に応じない場合、もしくは所在不明等の理由により確認できる見込みがない場合。
- ⑫ 利用者が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
- ⑬ 利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ⑭ 利用者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合。
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他本号AからDに準ずる行為

15.（譲渡・転貸等の禁止）

この夜間金庫の利用権は売買・転貸・譲渡または質入れすることはできません。なお、外扉用鍵・入金カバンおよび入金カバン用正鍵についても同様とします。

16.（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定・普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

17.（規定の変更）

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変化、その他、当金庫が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上